

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（第3弾）支給要綱

（2024年8月～10月分及び2025年1月～3月分）

（趣旨）

第1条 茨城県知事（以下「知事」という。）は、電気料金急騰に伴う茨城県内事業者の負担を軽減し、事業継続・雇用維持を図れるよう、予算の範囲内において茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（以下「支援金」という。）を支給するものとし、その支給に関しては、茨城県補助金等交付規則（昭和36年茨城県規則第67号。）に規定するもののほか、この要綱に定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- （1）小売電気事業者等 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者（電気事業法等の一部を改正する法律（平成26年法律第72号）附則第2条第2項に規定するみなし小売電気事業者及び電気事業法第2条第1項第9号に規定する一般送配電気事業者を含む。以下同じ。）をいう。
- （2）特別高圧電力受電施設 茨城県内で事業を営む事業者が、当該事業者の事業の用として茨城県内に所有し、管理し、又は占有している事業用施設（店舗、工場、事務所その他の事業所をいう。）で、小売電気事業者等との間で特別高圧の電力供給に関する契約（電気事業法第2条第1項第8号イに規定する最終保証供給に基づく契約を含む。）を締結し、当該小売電気事業者等から電力供給を受けている施設をいう。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条第1項に規定する公の施設を除く。
- （3）直接受電事業者 茨城県内に特別高圧電力受電施設を有し、かつ、小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている中小事業者
- （4）間接受電事業者 小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の商業施設等（以下、「特定施設」という。）の施設内に事務所又は事業所を有し、当該特定施設で特別高圧電力から配電された電力の供給を受けている中小事業者等

（支給対象者）

第3条 支援金の支給対象となる者（以下「支給対象者」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たす者で、支給申請時点において茨城県内に特別高圧電力受電施設を有し、支給申請後においても茨城県内で営業の継続が確実であると認められるものとする。

- （1）茨城県内に所在する特別高圧電力受電施設の電気料金を現に負担している直接受電

事業者

- (2) 茨城県内の特定施設の電気料金を現に負担している間接受電事業者
- (3) 小売電気事業者等から特別高圧電力の供給を受けている茨城県内の保険医療機関

(不支給要件)

第4条 前条第1号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては支援金を支給しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 国、地方公共団体及び法人税法別表第1に規定する公共法人
- (4) 国及び地方公共団体の施設を管理・運営する者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っている事業者
- (6) 特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者
- (7) 電気事業法第2条に規定する電気事業者
- (8) 中小企業の事業活動の機会の確保のための大企業者の事業活動の調整に関する法律（昭和52年法律第74号）第2条第2項第1号に規定する大企業者（以下「大企業」という。）及び次のいずれかに該当する者
 - ア 発行済株式の総数または出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者
 - イ 発行済株式の総数または出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者
- (9) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

(支給対象経費・支給対象期間・支給単価)

第5条 支援金の支給対象経費、支給対象期間及び支給単価は、別表のとおりとする。ただし、先行支給としてすでに受給している期間がある場合は、その期間を除いた期間を支給対象とする。

(支援金の申請)

第6条 支援金の支給を受けようとする対象事業者（以下、「申請者」という。）は、知事が別途開設する「電子申請システム」において必要項目を記入し、次の各号に定める資料を添付のうえ、別に定める期日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 履歴事項全部証明書（2024年4月1日以降に発行されたもの）（法人のみ）
- (2) 主要株主名簿（法人のみ。株主名及び保有株式数が分かるもの）
- (3) 直近の確定申告における法人事業概況説明書（法人のみ）
- (4) 振込先口座の通帳の写し
- (5) 特別高圧電力の供給を受けて電力料金を負担していることを証する書類
- (6) 支給対象期間の特別高圧電力の使用量を証する書類 ※1

※1 間接受電事業者の場合は、入居する特定施設から請求される請求書（使用電力量が明示されているもの）

- (7) 本人確認書類(代表者分)（個人事業主のみ）
- (8) 直近の確定申告書又は開業届（個人事業主のみ）

2 申請者は、茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（第2弾 ※2023年10月～2024年5月分）の支給申請の際に提出した資料と重複する資料がある場合は、事務局が別に定める規定に基づき、資料の一部又は全部の提出を省略することができる。

(宣誓・同意事項)

第7条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を支給しない。

- (1) 第3条に規定する支給対象者であること
- (2) 第4条に規定する不支給要件に該当しないこと
- (3) 対象期間中、①電力需給契約の終了又は契約内容の変更が生じる場合、②増資又は従業員の増加等により中小企業等の要件を満たさなくなる場合及び③倒産、事業の廃止又は譲渡が生じる場合は、直ちに事務局に報告し、その指示に従うこと
- (4) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること
- (5) 申請内容の裏付けとなる通帳、その他の証拠書類を7年間保存すること
- (6) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること
- (7) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報が第三者から取得される場合があること
- (8) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと
- (9) 知事が、不正受給により支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その

未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること

- (10) 不正受給と判断された場合、申請者名及び屋号等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること
- (11) 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること
- (12) 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること

(支援金の支給決定等)

第 8 条 知事は、第 6 条の申請があったときは、審査の上、その適否を決定し、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金支給決定通知書兼額の確定通知書(様式第 1 号)により申請者に通知するとともに、支援金を支給するものとする。

- 2 知事は、前項の審査の結果、支援金の支給をしない決定をしたときは、申請者に対し茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金不支給決定通知書(様式第 2 号)により、その旨を通知するものとする。

(支援金支給の方法)

第 9 条 知事は、支援金の支給を決定したときは、申請者に対し口座振込払の方法により支給する。

(申請のみなし取り下げ)

第 10 条 知事は、関係書類の不備等があり、知事が確認等に努めたにもかかわらず、30 日間関係書類の補正等が行われなかった場合その他申請者の責に帰すべき事由により支給できなかったと認められる場合には、当該支援金の申請が取り下げられたものとみなす。

(調査・提供)

第 11 条 知事は、支援金の支給について、必要と認められるときは、申請者等関係者に書類の提出を求め、事情聴取等を行うことができる。

- 2 知事は、支援金の支給に関する情報について、法令等に基づき、国及び地方公共団体等に対して提供することができる。

(支給決定の取り消し等)

第 12 条 知事は、支援金の支給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定める額に係る支給決定を取り消すことができる。

- (1) 故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うこ

とにより、本来受けることのできない支援金を受け、又は受けようとする場合 支給決定した支援金の全額

- (2) 前号に該当しない場合であつて、支援金の支給を受けた者に支給されるべき支援金の額を超えて支給を受けた場合 当該支給されるべき額を超えて支払われた部分の額
- 2 知事は、前項第1号に該当すると認めたときは、同号に該当すると認めた日又は支援金の支給決定を取り消した日以後、当該者に支援金を支給しないものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による取消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

(支援金の返還等)

- 第13条 知事は、前条第1項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に支給した支援金の返還を命ずることができる。
- 2 知事は、前条第1項第1号に基づく取消しを行い、前項に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第1項に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。
- 4 第1項に基づく支援金の返還及び前項の加算金の納付については、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(その他)

- 第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱に規定する事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和7年(2025年)4月1日から施行する。

(別表) 第5条関係

支給対象経費 (※1)	支給対象期間 (※2)	使用電力1 kWhあたりの支給単価 (※3)
支給対象者が茨城県内に 有する特別高圧電力受電 施設において、小売電気 事業者等から供給を受け た、支給対象期間の使用 電気料の総量に係る電気 料金	2024年8月～9月分	2.0円
	2024年10月分	1.3円
	2025年1月～2月分	1.3円
	2025年3月分	0.7円

※1 すでに小売電気事業者等から電気料金の請求があり、支給対象者による電気料金の支払いが完了しているものを対象とする。

※2 検針票等に、具体の月数の記載がない場合は、期間の初日の属する月により判断する。

※3 算出した支給額のうち、百円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てるものとする。

様式第 1 号（第 8 条関係）

中企第 号
令和 年（西暦年） 月 日

（申請者名） 様

茨城県知事 大井川 和彦
（ 公 印 省 略 ）

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（第 3 弾）支給決定通知書兼額の確定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金の支給について、下記のとおり支給を決定し、及び額を確定したので通知します。

記

対 象 期 間 2024 年 8 月～10 月分及び 2025 年 1 月～ 3 月分

支給決定額 _____ 円

様式第2号（第8条関係）

中企第 号
令和 年（西暦年） 月 日

（申請者名） 様

茨城県知事 大井川 和彦
（ 公 印 省 略 ）

茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金（第3弾）不支給決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のあった茨城県特別高圧受電施設等電気料金支援金について、下記の理由により支給しないことに決定したので通知します。

記

対 象 期 間 2024 年 8 月～10 月分及び 2025 年 1 月～3 月分
不支給理由